請願番号 請願第19号 受理年月日 平成21年6月5日

平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願書 「要旨」

平成21年度宮崎地方最低賃金改正に関して、下記について、 宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただく よう請願いたします。

「理由」

最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように、 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することによ り、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働 力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国 民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとしています。

連合は、これらの目的および最低賃金法改正の趣旨に照らし、「生活できる最低賃金」であることはもとより、賃金が労働の対価として適正なものとなるようその底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要と考えます。

請願の件名

雇用形態の多様化が進む中で、パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者は増え続け37.8%に達すると同時に、低所得者層も増加し、1,000万人を超える労働者が年収200万円以下となっています。

このように格差が拡大する中で、2008年7月1日には、40年ぶりに最低賃金法も改正され、最低賃金がもつ意義がますます重要になりました。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。

ご承知の通り、宮崎県は平成20年度地域別最低賃金時間額は、627円であり、全国最下位グループに位置しています。

これらの状況から脱却し、地方で働く県民の意欲を高め、優秀な人材を確保していくためには、最低賃金の引き上げが大変重要な要素となります。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくようお願いいたします。

記

1. 平成21年度宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働

	者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、 さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正 を図ること。
	2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し改正最低賃金法の周知・徹底を図ること。罰則規定の見直しや「派遣労働者には派遣先の地域別最低賃金が適用されること」について周知を図り、行政指導を強めること。
	3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
紹介議員	田口 雄二 満行 潤一
摘 要	